

一 般 競 争 入 札 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 5 月 30 日

志布志市長 下 平 晴 行

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名

香月地区公民館駐車場舗装整備工事

(2) 工事場所

志布志市志布志町志布志地内

(3) 工事概要

駐車場舗装工事 A=1,366 m²

(4) 工 期

150 日間

(5) 予定価格（税抜き）

7,595,000 円

(6) 入札方法

電子入札による。ただし、後述「5 紙入札による入札方法」中(1)による参加申込みを行った場合に限り、紙入札により入札に参加することができる。

(7) 契約締結方法

本件の契約締結は、原則、【電子契約】で行うこととする。紙契約を希望する場合は、紙契約申出書（別記様式）を入札書受付期限までに財務課財務グループへ電子メールにて提出すること。

(8) 当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を別に定める到着期限までにそれぞれ提出しなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 紙入札参加申請書（紙入札参加業者のみ）

ウ 入札書

エ 工事費内訳書

オ 紙契約申出書（紙契約希望者のみ）

2 契約条項を示す日時及び場所

(1) 閲覧期間及び閲覧時間

令和 7 年 5 月 30 日（金）から入札日の前日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 閲覧場所

- ・ 志布志市役所志布志庁舎 2 階閲覧室
- ・ かごしま県市町村電子入札システム入札情報サービス

※かごしま県市町村電子入札システム入札情報サービスで閲覧できる閲覧設計書等は、一部簡略版として置かれている場合があるので、簡略された内容事案を原因とした変更契約の申出は認められません。

(3) 設計図書等及び現場についての質疑先

質疑先 : 志布志市教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ

質疑期限: 令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時まで

質疑方法: 質問書（指定様式）を上記質疑先へ提出すること。

回答方法: 入札情報サービスにおいて令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時までに回答書を掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 6 年 4 月 5 日付け志財第 12 号で通知した令和 6・7 年度志布志市建設工事入札参加資格格付「**舗装工事 A**」を有する者で、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（格付けは、志布志市建設工事入札参加資格審査及び指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱（平成 18 年志布志市告示第 18 号）第 3 条による。）

ア 本工事落札決定の日までに、志布志市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 18 年志布志市告示第 21 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

イ 国・都道府県及び地方公共団体から指名停止及び一般競争入札参加資格停止を受けている者でないこと。

ウ 市税等の滞納、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規程によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申し立てを含む。）をしている者でないこと。

オ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

4 電子入札による入札方法

(1) 入札参加申込み

かごしま県市町村電子入札システムにより、入札参加申込書の電子データを添付して申し込むものとする。

(2) 参加申込書受付日時

令和7年5月30日（金）午前8時30分から令和7年6月5日（木）午後5時まで

(3) 確認通知書発行日

令和7年6月6日（金）

(4) 入札書受付日時

令和7年6月9日（月）午前8時30分から令和7年6月11日（水）午後5時まで

(5) 入札書提出先

かごしま県市町村電子入札システムによること。

(6) 電子入札システム故障等の対応

電子入札で参加申込み後、電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札への変更ができるものとする。ただし、この場合においては紙入札参加申請書の提出は、入札書提出締切の前日までに行わなければならない。

5 紙入札による入札方法

(1) 紙入札参加申込み

紙入札参加申請書及び入札参加申込書を志布志市財務課財務グループに提出し、申し込むものとする。

(2) 紙入札参加申請書受付日時

令和7年5月30日（金）午前8時30分から令和7年6月5日（木）午後5時まで

(3) 紙入札提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

(4) 紙入札提出書類到着期限

令和7年6月11日（水）午後5時まで

(5) 入札書等郵送に際しての注意事項

別記「郵便入札封筒様式例」及び「チェックシート（紙入札参加者用）」による。

6 開札日時及び場所

令和7年6月12日（木）午前8時30分 志布志市役所財務課

7 入札保証金に関する事項

免除とする。

8 最低制限価格の設定の有無
有

9 入札に関するその他の条件
特になし。

10 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、及び次に掲げる入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。
- (3) 最低制限価格を下回る価格をもって入札したとき。
- (4) 工事費内訳書の提出を求めている案件において、工事費内訳書の金額が入札額に対応しないとき。
- (5) 「5 紙入札による入札方法」中(2)に掲げる期間内に必要書類を提出しないとき。
- (6) 「5 紙入札による入札方法」中(3)に掲げる提出書類に不備があるとき。
- (7) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者が入札したとき。
- (8) 工事費内訳書の提出を求めている案件において、工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められるものが入札したとき。
- (9) 2以上の入札書（紙入札参加者が紙入札及び電子入札により提出した入札書を含む。）を提出したとき。
- (10) 紙入札において、書留郵便又は簡易書留郵便以外の郵送によるとき。
- (11) 持参など郵送方法によらないとき。
- (12) 代理人により入札したとき。
- (13) 紙入札において、「5 紙入札による入札方法」中(4)の提出書類到着期限後に市役所本庁に配達されたとき。
- (14) 紙入札において、2件以上の申請書等を1つの封書に入れ、送付されたとき。

11 契約書案の提出に関する事項

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、市が電子契約システムにアップロードした契約書の案の内容を確認し、法令で定められた措置(電子署名)を講じなければならない。

紙契約希望の落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を作成し、提出しなければならない。

なお、期間が経過した場合は、落札者が契約の締結をしない旨を申し出たものとみなすことになる。

12 前金払の有無

入札の結果、契約金額 500 万円以上のとき、又は契約金額 300 万円以上かつ 50 日以上
の工期の場合、前金払「有」の案件となる。

13 契約保証金

契約金額が 500 万円を超える場合は契約金額の 100 分の 10 以上とし、契約金額が 500
万円以下の場合は免除する。

契約保証の手段は、次の各号のいずれかとなり、落札決定後に確認を行う。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 契約保証金（金銭） | (2) 利付国債 |
| (3) 銀行等の保証 | (4) 前払保証事業会社の保証 |
| (5) 公共工事履行保証証券による保証 | (6) 履行保証保険契約の締結 |

14 その他

- (1) **落札者への通知は、開札日の翌日**（その日が志布志市の休日を定める条例（平成 18 年志布志市条例第 3 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）**午前 9 時から午前 11 時までに電子入札システムにて行う。**ただし、紙入札による入札参加者については電話にて行う。
- (2) 入札参加者がいない場合、入札を中止する。
- (3) **本工事と同日に開札予定の次の工事の落札候補者又は落札者は、本工事の入札は辞退扱いとする。**
ア 吉村・押切線表層打換工事
（令和 7 年 5 月 30 日公告）
イ 鍋・宇尾 1 号線表層打換工事
（令和 7 年 5 月 30 日公告）
ウ 一丁田・宇都鼻線表層打換工事（1 工区）
（令和 7 年 5 月 30 日公告）
- (4) **本件以後、市が「舗装工事 A」の資格を有することを要件として公告する工事（総合評価方式によるものを除く。）については、原則として一度落札した者が重複して落札することはできない。**
- (5) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (6) その他不明な点については、志布志市役所財務課財務グループに照会すること。